

労働者供給事業報告書の集計結果

【業務統計】

【実施機関】

厚生労働省職業安定局職業安定局 派遣・有期労働対策部需給調整事業課

【概要と主な集計事項】

労働者供給事業を行う労働組合等が、厚生労働大臣に毎年提出する各年度毎の運営状況の報告書（職業安定法施行規則で定められている）をまとめたものである。

- ・労働者供給事業を実施している組合等の数
- ・供給実績（需要延人員、供給延人員、供給実人員）
- ・年度末における労働者供給事業を実施する対象となる組合員（供給対象組合員）の数（常用供給数と臨時的供給数の別。常用供給数とは常態的に供給の対象となる組合員数のことで、臨時的供給数とは、他の雇用主に雇用されている者等で、仕事の繁忙に応じて雇用主の了解を取って、臨時的に供給の対象となる組合員数）

（平成 25 年 11 月更新）